

中国民事訴訟法の比較法的特徴

——当事者主義と職権探知・職権主義の交錯——

吉村 徳重

はじめに——中国民事訴訟法の成立過程とその背景

1) 中華人民共和国の民事裁判は、1949年に共和国が成立した後にも、長期にわたって、公式の民事訴訟法の制定なしに、人民法院の若干の規則によって審理されていた。その審理手続は解放区時代の「馬錫五審判方式」と呼ばれた審理様式が実務上維持されていたといわれる。それは、「依拠群衆、調査研究、就地解決、調解為主（大衆に依拠し調査研究して、現地で解決し調停を主とする）」という「十六字の民事審判方式」として定式化された審判方式であった。審判員は訴えを受理した後に、現地へ赴き大衆の中で事実の調査、証拠収集を行い、その資料に基づいて当事者を説得して調停による解決を主とするという審判方式であった。要するに、審判員は法廷外での職権探知により収集した資料に基づき当事者を説得して調停ないし同意的判決をするとともに、一般大衆の教育にも資するという実体的真実重視の審理方式であった¹⁾。これを比較法的視点から見れば、社会主義国としてのソ連法の影響による職権探知主義と極東法としての調停（和解）重視の伝統とを融合した裁判手続であったといえる²⁾。

2) その後、中国社会は文化大革命などの様々な過程を経た後、1978年の改革開放政策への転換を経て、1992年には社会主義的市場経済を導入することになった。これとほぼ並行して、1982年に中国民事訴訟法（試行）の制定を経て、1991年に中国民事訴訟法が成立した。その後、2007年の改正を経て、2012年に

1) 王亜新『中国民事裁判研究』（日本評論社・1995年）23頁以下、同「中国民事訴訟の審理構造についての一考察」『谷口安平先生古稀祝賀 現代民事司法の諸相』（成文堂・2005年）263頁以下参照。

2) 吉村徳重「比較民事紛争処理手続の分析視角」同『比較民事手続法（民事手続法研究第三卷）』（信山社・2011年）10頁（初出2003年）参照。

今回の改正となり、2015年にはこれを補充する最高人民法院による統一的な『中華人民共和国民事訴訟法』適用に関する解釈』（以下、民訴解釈と略称する）が施行された³⁾。

3) この中国民事訴訟法の展開の特徴は、当初の職権探知主義から当事者の立証責任を強化する当事者主義的方向に移行した点にあるといえる。その背景となったのは中国社会の経済構造が社会主義的統制経済から市場経済へと変動し、その変動が加速化したことによって、法院に持ち込まれる経済紛争が激増するようになったことである。その結果、法院は従来のように職権探知による実体的真実重視の審理手続では対応できず、その効率化を図らざるを得なくなったのである⁴⁾。

1980年代末から90年代前半にかけて多数の人民法院を巻き込んだ「民事審判方式改革」の大きな流れは、当事者による証拠の収集・提出によってその効率化を図る根拠として当事者の立証責任を重視するようになった。1982年の中国民事訴訟法（試行）の時点では、一方では「当事者は自己の提出する主張について証拠を提供する責任を負う。」（56条1項）と規定するとともに、他方では「人民法院は法定の手続に基づいて、全面的客観的に証拠を収集し、調査しなければならない。」（56条2項）と規定し、当事者の立証責任と法院の職権探知とを共に重視していた。しかし、1991年の中国民事訴訟法では、当事者の立証責任を原則とし（64条1項）、人民法院による職権探知は、法院が必要と認める場合など一定の要件を満たす場合に限ることとしたのである（64条2項）。そのうえで、後述するように、職権探知が要求される「法院が必要と認める証拠」などの不明確な要件を明確化するために、最高人民法院による適用解釈としての「民事訴訟証拠に関する若干の規定」（以下、証拠規定と略称する）（2001年）、さらには、2012年改正の現行民事訴訟法の適用解釈を統一した民訴解釈（2015年）によって、要件の具体化を図ってきたのである。

このようにして、「当事者が証拠を提供できず、又は証拠がその主張事実を証

3) 本書巻末資料697頁。

4) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）51頁以下参照、その詳細な背景と当事者主義・職権探知主義の適用状況の実態につき、小嶋明美「職権探知主義の規整——中国民事訴訟法を素材として(1)～(3)」法制論叢43号（2009年）1頁以下、同44・45合併号43頁以下、同46号1頁以下参照。

なお、中国と同様に市場経済を導入した社会主義国ベトナムにおける類似の現象につき、吉村徳重「ベトナム民事訴訟法の制定——成立の背景と審理手続の基本的特徴」同『比較民事手続法』（信山社・2011年）393～394頁（初出2005年）参照。

明するに足りない場合、挙証・証明責任を負う当事者が不利な結果を負担する』（民訴解釈90条2項）という規定によって、従来の「実体的・客観的真実」ではなく当事者の立証による「蓋然的・法律的眞実」に基づく審判手続を原則とすることになった。しかし、当事者にそのような自己責任、自己負担を負わせる前提としては、訴訟手続上の当事者の手続保障・デュープロセス保障が不可欠である。訴訟手続は従来のような実体的眞実発見の手段ではなく、手続自体の価値としての手続保障と認識されるようになった。これは市場経済が市民社会に根を下ろし個人の意思決定の自治と自己責任を求めるようになったことの反映であるともいえる⁵⁾。また、一般的には「中国国民の権利意識、民主意識は絶えず強まっている」⁶⁾ということもその背景となったといえよう。

4) このような背景によって、現行中国民事訴訟法は成立したが、その適用範囲が広範に及ぶことから当事者の立証責任を基礎とする当事者主義のみによって規律できることにはならない。審判手続の対象によっては当事者の立証責任を基礎とする立証活動だけに委ねることなしに法院の職権探知を必要とする事件も含むことになるからである。以上のことを前提として、当事者主義と職権探知主義に関する中国民事訴訟法の比較法的特徴を日本民事手続法との対比によって検討することにした。

一 中国民事訴訟法の規定対象の広範性にに基づく比較法的特徴と検討

1 中国民事訴訟法の規定対象の広範性

中国民事訴訟法はその規定対象が広範であり、日本の民事手続法全体に含まれる、訴訟、非訟、執行、保全等の手続についても規定する。

これに対して、日本法はそれぞれの手続について一つまたは二つ以上の独立の法律によって規定している。すなわち、訴訟手続としては、民事訴訟法、人事訴訟法、会社訴訟法（会社法第7編第2章訴訟）、非訟手続については、非訟事件手続法、家事事件手続法、会社非訟手続法（会社法第7編第3章非訟）、借地非訟手続法（借地借家法第4章借地条件の変更等の裁判手続）、執行手続については民事執行法、保全手続については、民事保全法である。

5) 王亜新「中国新民事訴訟法をめぐる幾つかの問題について」（未刊稿論文）参照。

6) 韓・本書第1編72頁。